



食事に関する施設基準のご案内

当院は、厚生労働大臣の定める基準により食事の提供を行っております。

○ 入院時食事療養（Ⅰ）

- 管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食の場合、午後 6 時以降）、適温で提供しています。
- 当院では特別食（治療食）として、医師の発行する食事箋に基づき患者様の年齢、病状に等に対応した栄養量及び内容を有する治療食を提供しています。
- 当院では患者様が好みの食事を選択できる、選択メニューを行っています。なお、当該サービスによる患者様の特別な負担はありません。

○ 食堂加算

- 病棟内に食堂を設置し、食堂で食事ができる体制を整えています。